

衆議院法務委員会ニュース

平成 26. 6. 6 第 186 回国会第 22 号

6 月 6 日（金）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・谷垣法務大臣、加藤内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

井野俊郎君（自民）

- ・司法試験合格を目指している学生のニーズと法科大学院側の教育内容が対応していない状況では、学生の法科大学院離れがますます進むのではないかと考えるが、こうした現状に対する文部科学省の見解を伺いたい。
- ・法科大学院の制度がなかったときよりも、学生の経済的・時間的負担が増している現状に対して、どのような負担軽減策を考えているのか、文部科学省に伺いたい。
- ・法科大学院離れを食い止め、現在の制度を維持しつつ、法科大学院をよりよいものにしていくためには、法科大学院の定員又は入学者数を減らしていく必要があるのではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

横路孝弘君（民主）

- ・総務省の「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」において、法務省が取り組んできた就労支援策等について不十分であると指摘されているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・再犯防止対策は政府の重要な政策課題の一つであり、そのために保護観察官の定員の拡充を検討する必要があると考えるが、内閣人事局長である内閣官房副長官の見解を伺いたい。
- ・受刑者に対する就労支援について、平成25年法務省行政事業レビューにおいて、職業訓練の効果の検証を行うこと及び職業訓練の種目を社会のニーズにあったものに変更することが求められているが、この事業レビューへの対応について伺いたい。

郡和子君（民主）

- ・異状死体等の届出義務を定めた医師法第21条の解釈について、報道によれば、厚生労働省「第8回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において、同省医政局医事課長が、死体外表に異状がなければ警察への届出義務がない旨の発言をしたとされているが、この発言は厚生労働省の見解であるのか伺いたい。
- ・大学の法医学教室において、死因究明のための薬毒物検査を

実施するに当たり、適切な検査を行える人材の育成等が重要であると考え、大学における中毒学を含めた死因究明に関する教育・研究体制の整備の状況について、文部科学省に伺いたい。

- ・死亡時画像診断について、警察において実施の可否の基準が定められているのか、また、定められていない場合は、今後、基準を策定する予定があるか伺いたい。
- ・近々閣議決定される見通しである死因究明等推進計画を踏まえて、死因究明の推進に対する法務大臣の決意を伺いたい。

西田讓君（維新）

- ・立憲主義の本質は立法府の暴走を縛るためのものであり、立憲主義に立脚するのであれば、憲法9条の改正や集団的自衛権の解釈正常化を行うべきであるという意見に対する法務大臣の所見を伺いたい。
- ・敵性国家からの情報工作を防ぐため、旧刑法の間諜罪の復活を含めた法整備の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・刑法の堕胎罪が形骸化している現状と人工妊娠中絶の是非に対する法務大臣の所見を伺いたい。

高橋みほ君（維新）

- ・現在、我が国において死はどのように定義されているのか、脳死は死とされているのかについて、伺いたい。
- ・厚生労働省の「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」は、単なる指針にすぎず、同ガイドラインに基づいて医療行為を行えば法的な責任を問われないという効果はないと認識しているが、相違ないか伺いたい。
- ・国民の要望を受け、行政府において、尊厳死・安楽死に関する立法について検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井坂信彦君（結い）

- ・警察官による被疑者の任意同行に際して、被疑者はそれを拒むことができる旨を告知すること等をルール化すべきであ

- ると考えるが、警察庁の見解を伺いたい。
- 任意の取調べにおいて、捜査官がうそを言って供述を誘導することや供述調書にサインしたら帰してやると約束するような手法は、犯罪捜査規範において明確に禁止すべきであると考えているが、警察庁の見解を伺いたい。
 - 任意同行による取調べの適正化のため、任意同行を拒否できる旨の告知、取調べの時間帯等についての具体的なルールを定めるべきであると考えているが、警察庁の見解を伺いたい。
 - 会社設立の際に必要な法定費用について、商業登記に係る登録免許税の額及び定款の認証に係る手数料の額を引き下げるべきであると考えているが、財務省及び法務省の見解を伺いたい。
 - 外国人高度外国人材ポイント制の促進にのため、海外から新規に受け入れる外国人の人数についての数値目標の設定、及び広報等について他省庁と連携した施策の展開を行う必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

- 刑事施設の被収容者の成年後見制度の利用について、身内による申立てを行う場合、本人の合意が必要となっているが、被収容者の意思を確認しようとしても、面会に応じないため意思を確認できない、あるいは、精神障害の可能性のある被収容者が既に判断ができない状態になっている場合もあり、そのような場合には成年後見制度が利用できない取扱いとなっている。このような場合、刑事施設側で積極的に被収容者の意思を確認して成年後見の申請ができるようにする必要があると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- 4月30日の法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会で提示された「事務局試案」について、過去に証拠改ざん等によってえん罪となった被害者らの勇気ある声が十分に反映されたものとなっているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- 過去の再審無罪となった事件について、真犯人は未だ見つかっておらず、真相が究明されないままとなっているが、捜査当局の責任についてどのように考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。

鈴木貴子君（無）

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）

- 谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。